



社会福祉法人椿友会紅山ケアセンター 居宅介護支援重要事項説明書

当施設は介護保険の指定を受けています。
香川県指定 第3771500141号

当事業所はご契約者に対して指定居宅介護支援サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

☆居宅介護支援とは

利用者が居宅での介護サービスやその他の保健医療サービス、福祉サービスを適切に利用することができるよう、次のサービスを実施します。

- 利用者の心身の状況や、利用者とそのご家族等の希望をお伺いして「居宅サービス計画(ケアプラン)」を作成します。
- 利用者の居宅サービス計画に基づくサービス等の提供が確保されるよう、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡調整を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- 必要に応じて、事業者と利用者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

※当サービスの利用は、原則として、要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

1. 事業者

- (1)法人名 社会福祉法人「椿友会」とうゆうかい
- (2)法人所在地 香川県丸亀市飯山町上法軍寺2600番地
- (3)電話番号 0877-98-2781
- (4)代表者氏名 理事長 鎌倉 克英
- (5)設立年月日 昭和47年1月20日

2. 事業所の概要

- (1)事業所の種類 指定居宅介護支援事業所
平成11年11月15日指定 香川県第3771500141号
- (2)事業所の目的
利用者が要介護状態等となった場合でも、可能な限り居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、居宅介護支援事業を提供します。
そのために、利用者の心身の状況や置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮し、利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、公正中立にサービスを提供します。
- (3)事業所の名称 紅山ケアセンター
- (4)事業所の所在地 香川県丸亀市飯山町上法軍寺2600番地
- (5)電話番号 0877-98-3939
- (6)事業所長氏名 鎌倉 克英
- (7)当事業所の運営方針
キリスト教の「愛情と奉仕」の精神に基づいて、個々の利用者を大切にいたします。
- (8)開設年月日 平成11年11月15日
- (9)事業所が行っている他の業務
通所介護 平成12年2月18日指定 香川県第3771500141号 定員30名
短期入所生活介護 平成12年2月18日指定 香川県第3771500141号 空床利用

3. 事業実施地域及び営業時間

(1) 通常の事業の実施地域 丸亀市

(2) 営業日及び営業時間

営業日	月曜日から土曜日(12月30日から1月3日は除く)
営業時間	午前8時30分から午後5時30分

4. 職員の体制

当事業所では、利用者に対して指定居宅介護支援サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職 種	常勤換算	職員の員数
管理者	(1)	介護支援専門員1名が兼務
介護支援専門員	1	常勤専従1名 (主任介護支援専門員)

※常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当事業所における常勤職員の所定勤務時間数(例：週40時間)で除した数です。

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、居宅介護支援として次のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、通常の場合、利用料金は介護保険から給付されますので、利用者の利用料負担はありません。

(1) サービスの内容と利用料金

〈サービスの内容〉

① 居宅サービス計画の作成

利用者のご家庭を訪問して、利用者の心身の状況、置かれている環境等を把握したうえで、居宅介護サービス及びその他の必要な保健医療サービス、福祉サービスが、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して、居宅サービス計画を作成します。

〔居宅サービス計画の作成の流れ〕

- 1) 事業者は、介護支援専門員に居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させます。
- 2) 居宅介護支援の提供にあたっては、利用者又はそのご家族に対し、サービス提供方法等について、説明を行います。
- 3) 居宅サービス計画の作成に当たっては、利用者の心身又はご家族の状況等に応じ、継続的かつ計画的に利用が行われ、介護給付等対象サービス以外の保健医療サービス又福祉サービス、地域サービス等の利用も含めた総合的な計画となるよう努めます。
- 4) 居宅サービス計画の作成の開始にあたって、指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を、適正に利用者又はその家族等に対して提供し、利用者にサービスの選択を求めます。
- 5) 当事業所の居宅サービス計画における訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙のとおりです。
- 6) 介護支援専門員は利用者のご家庭を訪問し、利用者及びご家族に面接し、利用者が自立した日常生活を営むことが出来るように支援するうえで解決すべき課題を把握し居宅サービス計画の原案を作成します。また、サービス担当者会議を開催し、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有すると共に意見を求めます。
- 7) なお、居宅サービス計画の作成にあたっては、介護支援専門員に対して複数の指定居宅サービス事業者等の紹介を求めることや、居宅サービス計画原案に位置づけた指定居宅サービス事業者等の選定理由を求めることができます。
- 8) 担当介護支援専門員は、居宅サービス計画原案の内容について利用者又はそのご家族に対して説明し、同意を得たうえで交付を行います。

② 居宅サービス計画作成後の便宜の供与

居宅サービス計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。

利用者の意思を踏まえて、要介護認定の申請や更新等についての必要な援助を行い

ます。

③居宅サービス計画の変更

利用者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、または事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

④介護保険施設への紹介

利用者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合、又は、利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行います。

⑤入院時のお願い等

利用者が病院等に入院した場合、担当の介護支援専門員の氏名及び連絡先をお伝えください。

利用者の居宅における日常生活上の能力や利用していた居宅サービス等の情報を入院先医療機関と共有することで、利用者の退院支援に役立てるとともに、退院後の円滑な在宅生活への移行を支援することにつながります。

日頃から、介護支援専門員の連絡先を、介護保険被保険者証や健康保険被保険者証、お薬手帳等とあわせて保管していただくようお願いします。

＜サービス利用料金＞

居宅介護支援に関するサービス利用料金については、事業者が法律の規定に基づいて、介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領する場合（法定代理受領）は、利用者の自己負担はありません。（下記の居宅介護支援費に他の加算を加える場合もあります。例えば、初回加算300単位、退院退所加算300単位など。また、令和8年6月より、介護給付に係る全ての単位数に、介護職員等処遇改善加算として 2.1%が加算されます。）

但し、利用者の介護保険料の滞納等により、事業者が介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領することができない場合は、法定代理受領分全額をお支払いいただく場合があります。

ご契約者の要介護度	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
居宅介護支援費	1086 単位	1086 単位	1411 単位	1411 単位	1411 単位
1. サービス利用料金	10,860円	10,860円	14,110円	14,110円	14,110円
2. うち、介護保険から給付される金額	10,860円	10,860円	14,110円	14,110円	14,110円
3. 自己負担額	0円	0円	0円	0円	0円

(2) 交通費

通常の事業実施地域以外の地域にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、サービスの提供に際し、要した交通費の実費をいただくことがあります。

なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額とします。

- ・ 通常の実施地域を越えた地点から 5 km未満：500円（片道料金）
- ・ 5 km以上 5 km増えるごとに500円追加させていただきます。

(3) 利用料金のお支払い方法

前記(1)(2)の料金の支払が必要な場合は、1 か月ごとに計算し、請求いたします。

原則として、お届けいただく通帳口座より、毎月20日（土・日の場合は後日）に、前月分の利用料として引き落としさせていただきます。

（引落し手数料として110円/1回をご負担ください。）

6. サービスの利用に関する留意事項

(1) サービス提供を行う介護支援専門員

サービス提供時に、担当の介護支援専門員を決定します。現在は1名のため、希望されれば、他事業所の介護支援専門員をご紹介します。

(2) 介護支援専門員の交替

①事業者からの介護支援専門員の交替

事業者の都合により、介護支援専門員を交替することがあります。

介護支援専門員を交替する場合は、利用者に対してサービス利用上の不利益が生じ

ないよう十分に配慮するものとします。(現在は1名のため、事業所内での交替はありません。)

②利用者からの交替の申し出

選任された介護支援専門員の交替を希望する場合には、当該介護支援専門員が業務上不適当と認められる事情、その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して介護支援専門員の交替を申し出ることができます。ただし、利用者から特定の介護支援専門員の指名はできません。

(3)個人情報取り扱いについて

介護支援専門員が知り得た個人情報については、サービス担当者会議他、必要最低限の範囲で使用いたします。ご理解のうえ、別紙「個人情報の使用に係る同意書」にご署名ください。

7. 事故発生時の対応

- (1) サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、市町及び関係諸機関等への連絡を行うとともに、必要な対策を講じます。
- (2) サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を行います。
- (3) 同様の事故が起こらないよう、原因究明に努め、しかるべき処置を講じます。

8. 虐待の防止

事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じます。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備します。
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施します。
- (4) 前3号の措置を適切に実施するための担当者を置いています。
- (5) 事業所はサービス提供中に、当該事業所従業員又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町に通報します。

9. 感染症の予防及びまん延の防止について

事業所は、感染症の予防及びまん延を防止するため、次に掲げる措置を講じます。

- (1) 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を、利用者の状況など事業所の状況に応じ、おおむね6月に1回以上、定期的に開催するとともに、感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ随時開催します。
- (2) 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備します。
- (3) 従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施します。
- (4) 前3号の措置を適切に実施するための担当者を置いています。

10. 苦情の受付について

(1) 苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口(担当者)

管理者・介護支援専門員 濱野 章 (紅山ケアセンター TEL 0877-98-3939)

○受付時間 毎週月曜日～土曜日 9:00～17:00

また、苦情受付ボックスを、紅山ケアセンター受付に設置しています。

○苦情解決責任者 センター長 鎌倉 克英

○苦情解決第三者委員

苦情解決を円滑に図るため、苦情の受付、苦情申出人と苦情解決責任者との話し合いへの立ち会い・助言を行う者として、下記の方に第三者委員をお願いしています。 喜多壽子氏 (TEL 0877-86-2470)、寺井義弘氏 (TEL 0877-98-5293)

○苦情処理の手順は、次のとおりです。

- (1) 苦情があった場合、苦情受付者は苦情申出人から詳しく事情を聞き、事実確認を行う。(間接的に受付けた場合は、苦情受付者は速やかに苦情申出人に連絡を取り、苦情の内容について確認する。)
- (2) 苦情受付後、苦情受付者は苦情解決責任者に報告する。
- (3) 苦情解決責任者は、必要であると判断した場合、検討会議を開く。
- (4) 苦情解決責任者は検討の結果に基づき、速やかに具体的な対応(検討内容報告、謝罪訪問等)をとる。また、苦情解決に向けての話し合いを行い、適切な解決に努める。この時、苦情申出人又は苦情解決責任者は、必要に応じて第三者委員の

- 立ち会い又は助言を求めることができる。
- (5) 上記に係る苦情処理等についての記録を行い、台帳に保管し、再発を防ぐ為に役立てる。

(2) 行政機関その他苦情受付機関

下記の機関へ苦情を申し立てることもできます。

香川県長寿社会対策課 介護保険担当	所在地 高松市番町4-1-10 電話番号 087-832-3269 ・ FAX 087-806-0206 受付時間 9:00～17:00
国民健康保険団体連合会	所在地 高松市福岡町2-3-2 (香川県自治会館内) 電話番号 087-822-9341 ・ FAX 087-822-6023 受付時間 9:00～17:00
香川県社会福祉協議会 運営適正化委員会	所在地 高松市番町1-10-35(香川県社会福祉総合センター内) 電話番号 087-861-1300 ・ FAX 087-861-1300 受付時間 10:00～16:00
丸亀市健康福祉部 高齢者支援課 地域包括支援センター 南部センター	所在地 丸亀市大手町2-4-21 (市役所2F) 電話番号 0877-24-8807 ・ FAX 0877-24-8455 電話番号 0877-24-8933 所在地 飯山町川原1114-1 (飯山市民総合センター1F) 電話番号 0877-85-3350 受付時間 8:30～17:15

令和 年 月 日

指定居宅介護支援サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

居宅介護支援事業所 紅山ケアセンター

説明者職名 介護支援専門員 氏 名 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定居宅介護サービスの提供開始に同意しました。

契約者住所

氏 名 印

利用者との関係 ()